

2. 戸籍の届出をしたいのですが…。

養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚又は認知等の戸籍届出について、次の取扱いが法律上のルールになります。(以下「縁組等の届出」といいます。)

「本人確認」を行います。

窓口に来られた方について、「本人確認」を行います。

「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同様です。

「本人確認通知」を行います。

窓口に来られた方が、縁組等のご本人であることが確認できなかった場合には、縁組等の戸籍届出が受理されたことを、ご本人に「確認通知書」を郵送します。



「不受理申出」を受け付けます。

自分自身を戸籍の届出人とする縁組等の届出がされた場合であっても、自らが市区町村役場の窓口で直接届け出たことが確認できない限り、その届出を受理しないよう、あらかじめ市区町村長に申出することができます。(これを「不受理申出」といいます。)

不受理申出及び不受理の取り下げは、市区町村役場の窓口で行って下さい。

その際、「本人確認」を行います。「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同様です。

3. 住民票の写しの交付や住民異動届の申請は…。

「本人確認」の方法は、戸籍と同様に行います。



嘘の届出
しちゃおっと…

制裁の強化

偽りやその他の不正な手段によって
戸籍証明書等の交付を受けた者は、
刑罰 (30万円以下の罰金) が科されます。



問合せ先

役場住民課住民係 ☎ 66-3405
南部分庁舎住民係 ☎ 64-4834

戸籍及び住民票交付等、住民窓口での

「本人確認」が

法律で義務付けられます。

本人確認書類が
必要になります。



平成20年5月1日から、運転免許証・パスポートなどの
証明書による「本人確認」が法律上のルールになります。

戸籍は、結婚したことや離婚したこと、また、親子関係などが記載されている大切なものです。

そのような戸籍の証明書は、他人に不正に取得されないようにしなければなりません。

また、本人が知らない間に、他人が虚偽【うそ・いつわり】の戸籍の届出をすることにより、戸籍に真実でない記載がされたり、本人になりすまし消費者金融からお金を借りられたりすることのないようにしなければなりません。

そこで、今回の 戸籍法の一部改正により、次のことが法律で定められました。

1. 戸籍証明書（戸籍謄本等）がほしいのですが…。

●戸籍の窓口では

まず、「本人確認」を行います。

- 窓口に来られた方について、運転免許証、パスポートなど写真付の書類の提示により、本人確認を行います。
- 写真付のものがない場合は、健康保険証、診察券、年金手帳、通帳など複数の書類が必要になります。
- 代理人や使いの方については、さらに、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。
- これらの本人確認の詳細などについては、住民課窓口にお問い合わせ下さい。

正当な理由を記入して下さい。

- 戸籍に記載されている方、又はその配偶者、直系親族の方（父母、祖父母、子、孫）が窓口に来られた場合は、戸籍証明書の請求理由の明示は不要です。
- 本人等以外（第三者請求）の方が窓口に来られた場合は、
 - 自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするために戸籍の内容を確認する必要があること
 - 国又は地方公共団体の機関に提出する必要があること

などの正当な理由を、請求書に詳しく書くことが必要になります。

※ 契約書の写しや公文書等の提示を求める場合もあります。